

## 7. 1 消火器

1 設置基準は令第 10 条及び条例第 63 条参照

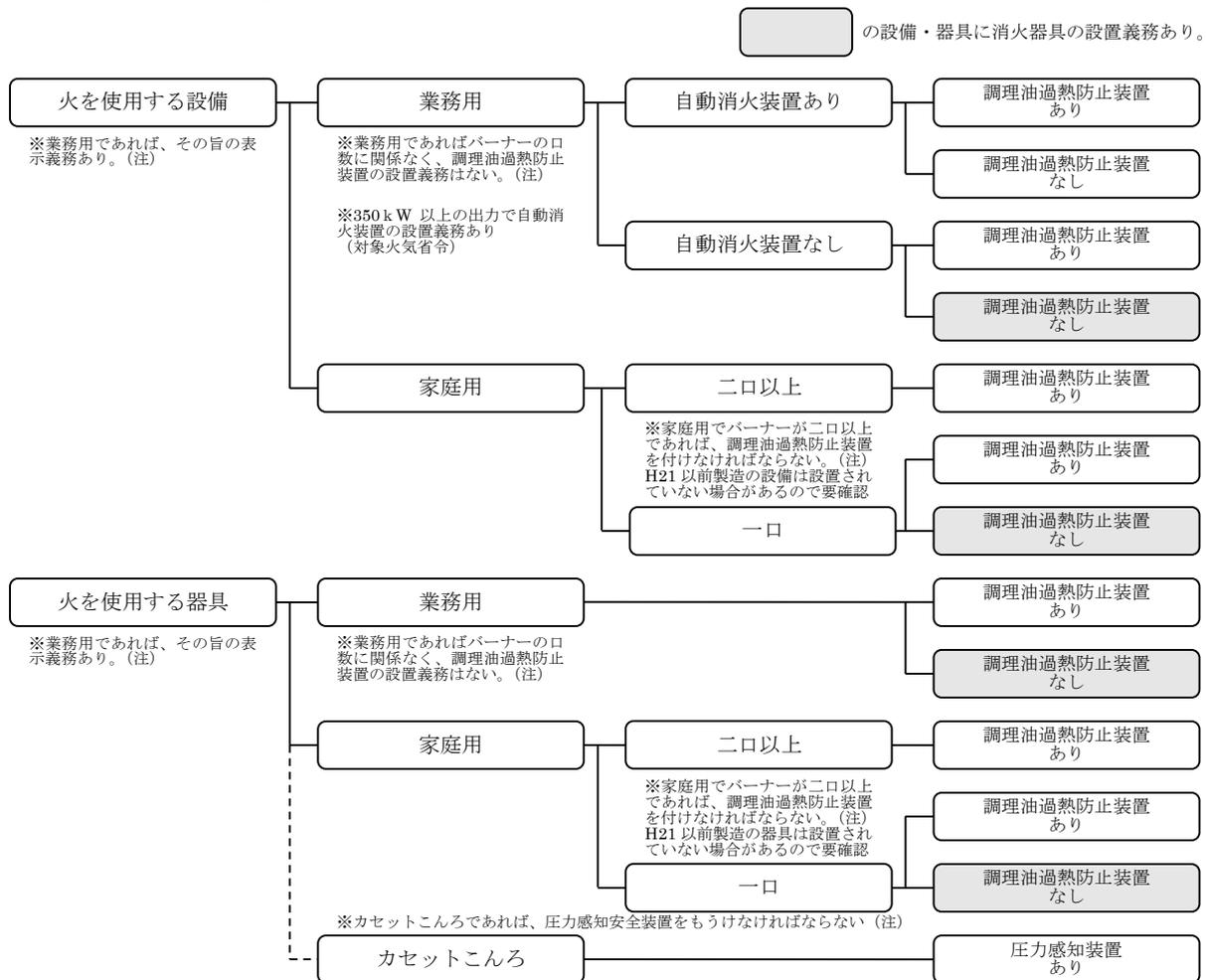
2 少量危険物又は指定可燃物を令別表第一に掲げる防火対象物の屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合は義務設置となる。

3 規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、最大消費熱量 350 キロワット以上の火気を使用する設備を設置した場所とする。

ただし、厨房やボイラー室等の火気を取り扱う場所については、最大消費熱量 350 キロワット以上の火気を使用しない場合であっても、設置することが望ましいものである。

4 規則第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定について、防火対象物の屋上に設置する場合においても同様とする。この場合の面積算定は、「7. 5-2 3 電気室等が設置されている部分の床面積の算定方法」による。

### 【小規模飲食店における消火器具設置義務の判断フロー】



(注) ガスコンロ等については、ガス事業法(昭和 29 年法律第 37 号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)によって規制されており、それぞれの技術基準については、ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和 46 年通商産業省令第 27 号)及び液化石油ガス器具等の技術上の基準に関する省令(昭和 43 年通商産業省令第 23 号)に規定されています。平成 28 年に改正されるまでは、上記の省令において、業務用表示義務等の技術基準の仕様が規定されていましたが、性能規定化後は、性能規定の解釈通知(経済産業省通知 20170323 商局第 5 号及び 20151130 商局第 1 号)において示されているところです。

「安全装置」に該当するかの判断基準					
	装置の根拠	設けられているもの	装置の概要	「安全装置」として消火器設置義務を除外する基準に該当するか	現場での確認方法
調理油 過熱防止装置	経産省解釈通知 (性能規定化される前は、省令で規定)	・業務用設備、器具△ ・家庭用設備、器具で二口以上のこんろ○	鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的に火を消す機能	該当する	センサーの現認 (又は型番の確認) ※2
立ち消え 安全装置	・対象火気省令 (設備のみ) ・解釈通知 (性能規定化される前は、省令で規定)	・業務用設備、器具△ ・家庭用設備、器具○ ・カセットこんろ△	吹きこぼれ等により火が消え、ガスだけが放出される状態になった際に、自動的にガスの供給を停止する装置	該当しない	装置の現認 (又は型番の確認)
圧力感知 安全装置	経産省解釈通知 (性能規定化される前は、省令で規定)	・カセットこんろのみ○	過熱等によりカセットボンベの圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置	該当する ※1	カセットこんろの現認
自動 消火装置	・対象火気省令 (設備のみ)	・業務用厨房設備	厨房の温度上昇を感知し、消火薬剤を自動的に放射することにより消火する装置	該当する	装置の現認 (又は厨房設備概要表の確認)

※1 カセットこんろには、すべて安全装置を設ける義務あり。

※2 「揚げルック」「揚げ物用」「Siセンサー付」等の表示がなされていることが多い。